

令和4年度第2回
宮城県特別支援教育将来構想審議会
会 議 記 録

令和5年1月13日（金）

宮城県教育庁特別支援教育課

令和4年度第2回宮城県特別支援教育将来構想審議会記録

○ 日 時 令和5年1月13日（金） 午前10時から午前12時30分まで

○ 場 所 県庁行政庁舎9階 第一会議室

○ 出席者（15名）

伊藤 倫就 委員	今 公弥 委員	佐々木貴子 委員	片岡 明恵 委員
野口 和人 委員	吉木 修 委員	村上 由則 委員	杉浦誠一郎 委員
菊池 章博 委員	庭野賀津子 委員	千田 裕子 委員	伊藤 清市 委員
秋山 一郎 委員	森元賀奈子 委員	山川美和子 委員	

○ 欠席委員（5名）

本田聡一郎 委員	相澤 育 委員	藤川 卓志 委員	西澤由佳子 委員
高橋 知子 委員			

○ 宮城県教育委員会関係者

遠藤 浩	（宮城県教育庁副教育長）
高橋 拓弥	（教育企画室長）
鏡味 佳奈	（教職員課長）
佐々木利佳子	（義務教育課長）
遠藤 英樹	（高校教育課長）
熊谷 幸一	（施設整備課長）
小野寺貴子	（総合教育センター副所長兼教育推進部長）
市岡 良庸	（特別支援教育課長）
鈴木 伸一	（特別支援教育専門監）

【進行】

それでは、ただいまより令和4年度第2回宮城県特別支援教育将来構想審議会を開会いたします。

はじめに、会議の成立について御報告を申し上げます。

本審議会は、20人の委員で構成されておりますが、本日は藤川卓志委員、西澤由佳子委員、高橋知子委員から、さらに本田聡一郎委員、相澤育委員から所用のため欠席する旨の連絡を頂戴しております。従いまして、15人の委員の皆様は御出席をいただいておりますので、過半数の委員が出席しており、特別支援教育将来構想審議会条例第4条第2項の規定により、本日の審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、情報公開条例第19条の規定により、公開により開催することといたしますので、御了解願います。

次に、開会にあたり、宮城県教育長副教育庁遠藤浩が御挨拶を申し上げます。

【遠藤副教育長】

皆さん改めましておはようございます。

本日は、御多忙にもかかわらず、第2回の審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の特別支援教育の推進につきまして、格別の御支援と御協力をいただいておりますこと、また、昨年7月と11月には貴重なお時間を頂戴し、それぞれの取組状況について実地調査を頂きましたこと、この場をお借りいたしまして改めて感謝を申し上げます。

さて、前回の審議会では、後期の実施計画の実施状況について御説明し、委員の皆様からは、それぞれのお立場から貴重な御意見を頂戴いたしました。県教育委員会としても、本構想の実現に向けて引き続き取組を推進してまいります。

今回は、前回の審議会で骨子を説明しておりました第2期県立特別支援学校教育環境整備計画の中間案につきまして、資料を基に御説明いたしますので、足りない点や磨き上げていくべき点などございましたら、忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【進行】

議事に入ります前に、事務局から3点お願いがございます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願いでございます。

本日の会議は、対面とウェブを併用して進めて参りますが、対面で出席されている委員におかれましては、職員が消毒をしたマイクをお持ちしますので、発言後はマイクを職員へお渡しください。

2点目でございますが、ウェブで出席されている委員におかれましては、発言時以外はマイクをオフにいただき、発言を希望する際は、挙手の上、会長から指名されましたらマイクをオンにいただきますようお願いいたします。

また、通信の不具合等が発生したときは、あらかじめお知らせしておりました電話番号に御連絡をいただきますようお願いいたします。

3点目として、委員の皆様には、議事録作成のため、御発言にあたっては、お名前をおっしゃってから行っていただきますようお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。

ここからは村上会長に進行をお願いいたします。

会長よろしくお願ひいたします。

【村上会長】

おはようございます。

本日は今年度第2回目の審議会ということになります。

次第にありますとおり、議事は、県立特別支援学校教育環境整備計画改定の間中間案についてとなります。

皆さんの忌憚のない御意見をよろしくお願ひいたします。

それでは、3議事の県立特別支援学校教育環境整備計画改定の間中間案について、事務局から説明をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

【事務局】

第2期県立特別支援学校教育環境整備計画改定の概要と中間案について御説明申し上げます。

資料2-1「第2期県立特別支援学校教育環境整備計画改定の概要について」を御覧願ひします。

はじめに、1の概要でございますが、前回の審議会で、第2期県立特別支援学校教育環境整備計画の見直しの必要性和改定の方向性について、委員の皆様から御意見を頂戴し、御了承頂いていたところでありますので、御覧いただければと思います。

次に2の改定のポイントであります、将来推計から就学・進学状況の変化まで、大きく5つ挙げております。今回の整備計画の改定につきましては、現行の整備計画策定後に起こったこれらの特別支援教育を取り巻く変化に対応すべく、見直したものです。

次に、3の改定の主な内容につきまして、順を追って御説明申し上げます。

ここからの説明は、資料2-2を用いて御説明申し上げますが、資料2-3に、新旧対照表を用意しておりますので、こちらも併せて御覧ください。

それでは、資料2-2の2ページを御覧ください。

Ⅱ 県立特別支援学校の現状と課題1 狭隘化の現状と課題（1）児童生徒数の推移です。

少子化の進行と特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数が増加傾向にあるということは、現行の整備計画と同様ですが、年度が進行しましたので、文中の数字をそれぞれ更新したほか、図1や3ページの表1につきましても、それぞれ直近の年度までの推移に更新しております。

なお、表1 特別支援学校及び特別支援学級における知的障害児童生徒数の推移において、全体的な人数は増加しているものの、仙台圏域の高等部の人数が、平成28年度は782人であったのに対し、令和3年度は754人と減少したため、文中の表現を一部見直しております。

次に、（2）仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通しですが、今回、推計方法を見直したことにより、現行から変更しております。

下の図2を御覧ください。現行では、仙台圏域の知的障害特別支援学校全体の児童生徒数は、令和6年度にピークを迎え、1,700人程度との見通しを立てていましたが、新推計では、令和12年度～14年度の間ピークを迎え、2,000人程度となる見通しとなっております。学部別では、現行では、小学部及び中学部の児童生徒数は当分の間ほぼ横ばいで推移するとの見通しを立てていましたが、新推計では、どちらもゆるやかに増加し、小学部は令和7年度、中学部は令和11年度にピークを迎える見通しとなっております。こうした小・中学部の児童生徒は、そのまま高等部へ進学すると見込まれ、全体数の増加の要因の一つとなっております。また、高等部については、現行では令和6年度にピークを迎え996

人との見通しを立てていましたが、新推計では、令和14年にピークを迎え、1,130人となっております。

4ページの図3を御覧ください。

こちらは、仙台圏域以外の知的障害特別支援学校の児童生徒数ですが、現行では、平成31年度をピークに緩やかに減少する見通しでしたが、新推計では、令和13年度まで緩やかに増加し、以降緩やかに減少する見通しとなっております。

(3)の軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の現状であります。現行では、中学校特別支援学級の在籍者数の増加に伴い高等学園の整備が喫緊の課題でしたが、令和3年度に私立の仙台みらい高等学園が開校したほか、近年では、特別支援学級から高等学校や専修学校等に進学する生徒が増加傾向にあるなど、進路選択の傾向に変化が見られ、令和4年度には、県立高等学園の募集定員に対して出願者数が下回る状況となりました。

しかし、今後も小・中学校の特別支援学級の在籍者数は増加する見通しであり、軽い知的障害のある生徒の受け皿となる高等学園をはじめ、多様な学びの場の整備について、入学者数の推移を注視しながら対応していく必要があると、記載内容を見直したところです。

6ページを御覧ください。

(4)特別支援学校設置基準と教室不足への対応等 ア特別支援学校設置基準と教室不足の課題についてですが、こちらは新たに追加した項目となります。

国は、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和3年9月24日に、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準となる「特別支援学校設置基準」を公布しました。

この設置基準による校舎等の必要面積は、児童生徒数を基に算出されますが、令和4年度の児童生徒数を基に試算した結果、7ページの下欄に記載のとおり校舎については9校、運動場については13校において基準を下回りました。

8ページの表5を御覧ください。

令和3年10月に文部科学省において実施した県内知的障害特別支援学校の教室不足調査においては、今後整備が必要な教室数として、59教室を計上しております。

エその他の課題ですが、児童生徒数の増加により、給食提供可能数を上回る状態となっている学校もあります。また、給食については、児童生徒の多様化する食形態やアレルギーなどにも対応し、安全・安心な提供が求められております。更に相談室や会議室の確保が困難となっている学校もあります。

9ページを御覧ください。

(5)これまでの狭隘化対策ですが、現行では平成29年度までの利府支援学校塩釜校開校までの対策を記載しておりましたが、平成30年度の小松島支援学校松陵校の開校や西多賀支援学校への知的教室設置をはじめ、令和3年度までの取組を追記してございます。

10ページを御覧ください。

2障害の多様化(1)小・中学校特別支援学級(知的障害及び自閉症・情緒障害)に在籍する児童生徒の増加についてですが、現行では、自閉症・情緒障害学級のみ記載しておりましたが、増加傾向は知的障害についても同様のことが言えることから、改定版において、知的障害を追記しました。また、多様な進路選択の傾向を踏まえ、現行では、「特別支援学校における指導内容・方法の改善」としていたものを「特別支援学校や高校における指導内容や方法の工夫・改善が必要である」としたところです。

11ページを御覧ください。

(2) 医療的ケア対象児童生徒の増加等についてですが、現行の計画以後も、医療的ケア対象児童生徒数は増加しており、また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことから、この部分の記載を新たに追加したところです。

次に、3地域における特別支援学校のセンター的機能の強化についてと、次ページの4校舎等の老朽化対策等については、現行ではひとくくりになっていましたが、分けて記載することといたしました。

12ページを御覧ください。

4校舎等の老朽化対策等ですが、現行では、「視覚支援学校の改築が必要」という書きぶりでしたが、既に改築には着手していることから書きぶりを改めております。また、視覚支援以外にも聴覚支援学校や船岡支援学校等も老朽化が進行してきておりますので、老朽化した特別支援学校の改築や長寿命化改修等について、狭隘化の現状を勘案しながら順次進めていく旨を追記したところです。

次に、5ICT教育の推進ですが、こちらにも新たに追加した項目となります。

令和2年に国から、児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを柱とするGIGAスクール構想が打ち出され、我が県においても小・中学部の児童生徒に1人1台端末の整備が進んだほか、高等部等においては、BYODによる1人1台端末の導入を進めてきたところであり、タブレット等の情報端末の使用場面は、学校生活の中で広まりつつあります。また、令和元年度から特別支援教育プログラミング教育推進事業を実施し、特別支援学校の授業においても児童生徒の実態に応じてタブレット等を含めたICTを活用した指導実践事例を積み重ねてきたところです。なお、整備されたICTの活用について課題もあることから、この部分を追記したところです。

13ページを御覧ください。

Ⅲ整備方針の見直しの視点であります。今回は改定ということなので、この項目について新たに追加しました。

前回の審議会においても御説明申し上げましたが、図8知的障害特別支援学校平成28年度児童生徒数推計と令和4年度までの実績との差でお示ししたとおり、現在の特別支援学校児童生徒数は、現行の整備計画策定時の見込みからは下回る水準で推移しているものの、小学部の乖離が大きくなってきており、平成29年度以降に特別支援学校の小学部に就学した児童が、高等部を卒業するまで在籍すると仮定した場合、児童生徒数の総数は今後も増加する可能性があります。

また、急増している小・中学校の知的障害や自閉症・情緒障害の特別支援学級で学ぶ児童生徒をはじめとし、医療的ケア対象児童生徒等、多様な障害を有する児童生徒への学習環境の充実も求められております。

こうした状況の変化を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備とインクルーシブ教育システムの一層の推進を図っていく必要があります。並行して、狭隘化の解消とICT教育環境をはじめとした設備等の充実を図り、学習の質・効果を高めていくことがますます重要となっています。

このような視点により、次ページの整備方針を見直すものであります。

14ページを御覧ください。

Ⅳ整備方針についてですが、1つ目は、「多様な進路希望を踏まえた、インクルーシブ教育システムの推進に向けた教育環境を整備する」としました。これは、現行の整備方針の2つ目仙台圏域の後期中等教育の整備拡充を含むものであります。今後も仙台圏域の小・中学校特別支援学級の在籍者数は増加する見通しであり、軽い知的障害のある生徒の受け皿となる高等学園をはじめ、多様な学びの場の整備について、入学者数等の推移を注視しながら対応するものであります。

次に、整備方針2つ目は、「特別支援学校設置基準を下回る学校（地域）に対する追加対策と特別支援

学校設置基準を大幅に上回る学校の在り方を踏まえ、今後の狭隘化対策を検討する」としました。設置基準に対する現在の状況は、先程御説明申し上げたとおりで、基準より下回っている学校について、追加対策を検討するものであります。

なお、この整備方針には、現行の整備方針の4つ目、既存の施設・設備を有効活用した教育環境の整備と6つ目、児童生徒一人一人の障害に応じたより適切な教育環境を確保するための複数の障害に応じた併置型特別支援学校の設置についても含むものとなります。

次に、整備方針3つ目は、「老朽化対策の実施に当たっては、狭隘化の現状を勘案しながら検討する」としました。

老朽化による校舎等の改築や長寿命化改修は、現有面積を基本に老朽化の状況により実施されるものではありませんが、中には、老朽化と狭隘化の2つの課題を抱え、老朽化対策を待ついとまのない学校もあります。

老朽化対策の実施に当たっては、このような状況も勘案しながら、順次進めていくものであります。

次に、整備方針4つ目は、「地域における特別支援学校のセンター的機能を強化する」としました。現行では、「充実する」とされていますが、訪問相談件数や来校・電話相談件数が年々増加しており、強化が図られるよう進める必要があると考え、「強化する」としたところです。

次に、整備方針5つ目は、「学校の卒業後の生活も見据えた切れ目ない支援に向けて、教育環境を整備する」としました。これは今回新たに追加した項目となります。

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図り、卒業後の生活を見据えた切れ目ない支援に向けて、医療的ケアの充実やICT環境の整備といった教育環境の整備を推進するものであります。

15ページを御覧ください。

V教育環境整備計画であります。現行では11の取組としておりますが、新たに6つの取組を追加し、17の取組といたしました。

ここからは、主に新しく追加した取組を中心に御説明申し上げます。

16ページを御覧ください。

取組5は、小牛田高等学園の仮設実習棟設置であります。小牛田高等学園の生徒増加に伴う狭隘化解消のため実習棟を新たに設置したものであります。こちらは令和3年度に完了しております。

17ページを御覧ください。

取組8は、小松島支援学校松陵校への高等部設置であり、これにより小松島支援学校の狭隘化の軽減を図るものであります。

こちらは、今年度から設計に着手しており、供用開始年度は令和7年度を予定しております。

取組9は、古川支援学校における閉校後の校舎等の活用であります。これは、古川支援学校に隣接する大崎市立志田小学校が、再編統合により令和5年3月31日で閉校となることから、狭隘化が進む古川支援学校においての活用を検討しているものであります。

21ページを御覧ください。

取組15は、インクルーシブ教育システムの推進であります。今回新たに追加しました。

インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組については、これまでも「共に学ぶ教育」モデル事業や居住地校学習といった事業を実施しておりましたが、今年度から発達障害の疑いのある生徒を対象に学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業等にも取り組んでおり、今回新たに取組として追加したものといたします。

次に取組16は、ICT環境の整備の推進であります。令和2年に、国からGIGAスクール構想が

打ち出され、児童生徒1人1台端末の整備をはじめとするICT環境の整備が進められておりますので、新たな取組として追記したものであります。この中では、特別な支援を要する児童生徒に対するICT活用教育や病気療養中の児童生徒への同時双方向型学習環境の整備についても検討してまいります。

次に取組17は、給食の安定的な提供であります。

給食については、給食調理業務の委託や所在市町村からの給食提供、特別支援学校間での親子給食の実施を検討するなど、安定的な供給と安全・安心な提供に向けた環境を整備してまいります。

以上、17の取組について挙げさせていただきましたが、現時点で記載できる範囲内での記載や表現としております。特にハード面の記載については、予算や関係機関との調整が必要となっておりますので、これらの調整が完了していない事項は、記載していないか、検討するとの記載に留めているところもございます。今後最終案までの間で、予算や関係機関との調整が終了した事項が生じましたら、改めて反映させたいと考えております。

23ページを御覧ください。

Ⅵの進行管理の次に、現行にはないⅦおわりにを追加いたしました。

本整備計画のまとめとなりますが、特別な支援を要する児童生徒の増加や障害の多様化等、状況の変化を常に注視し、教育環境の在り方を継続して検討し、市町村等関係機関とも連携を図りながら必要な整備を推進していくことを追記しております。

整備計画改定の説明は以上となります。

資料3を御覧ください。

昨年7月に利府支援学校を視察いただきましたが、その概要でございます。

御意見を頂く際の参考としていただければと考えております。

以上で、私からの説明を終わります。

【村上会長】

今、事務局から説明をいただきました。

今回は中間案ということで、まだ検討段階、或いは調整段階のものがありますということが、最後に付け加えられたところです。

これから皆さんから御意見をいただきたいと思いますが、まずは資料2-1の概要、改定、変更点をまず中心に意見をいただきたいと考えています。

その中でまずは、整備計画見直しの視点について、次に個別の取組について意見を伺うようにしていきたいと思っております。

その際には、昨年の7月と11月に実地調査等に参加した委員の皆さんがおいでですので、その感想等も含めて意見をいただければと思っております。

それではまず見直しの視点について、視察の内容等も含めて御意見をいただければと思っております。

この計画を最初に立てていた時点では、子供さんたちの様子や数を中心にして考えると、もうすでにピークアウトしていて、今のような状況になるとは想定してなかった。ところが、特別支援教育を巡る状況というのは社会的な理解もいただきまして、その学校等を選択する親御さん、子供さんたちも増えてきている。そうなりますと、当初の推計からずれてしまい、そこに新しい対応をしなくてはいけないということがまず第1点です。

もう1点は、特別支援教育を巡る状況が様々変わってきて、今説明にもありましたが、いわゆるGIGAスクール構想や、医療的ケアを必要とする子供さんたちに対する対応についての国の方針が新しく出

てきたので、それに対する対応もしなくてはいけなというところで見直しということになります。ただ一気にということはまだ中間の段階で難しいですから、これから今年度中に最終案を作っていくので、その中間案のところ、皆さんからいろんな意見をいただければ、その中を精査して計画に盛り込んでいけるだろうというお考えのようです。

視察の感想等でも結構ですので、よろしくお願ひいたします。

秋山委員よろしくお願ひします。

【秋山一郎委員】

仙台市教育委員会の秋山です。

今、視察の感想も含めてとお話もあったのでお話しさせていただきます。

私はこの11月に岩沼高等学園の方にICT教育の推進の視察をさせていただきました。

見させていただいて感じたのは、学校の生徒たちは、1人1台配置された端末を非常に巧みに使って学習に取り組んでいる様子を見て、これからますますこういったICTの教育を推進していくことが必要だなと感じました。

特に岩沼高等学園では本校と川崎キャンパスで敷地が分かれている生徒たちをインターネットで繋いで、それぞれ生徒たちが意見交換をおこない、リレートで修学旅行のどういう計画を立てるかというような内容だったのですが、それをネットで通じてやりとりして、しかも子供たち非常にそれを楽しみながらやっているというところを見て、障害のあるお子さんにとっても、このICT等の活用というのは非常に有効だなと感じたところでした。

そういった意味では、今回ICT教育の推進ということが新たに推進されたということは、非常にいいのではないかなというふうに聞きました。

本市での課題でもあるのですが、1人1台端末でいろいろを進めていく中で、セキュリティの面の整備とか、あと子供たち一人一人の情報モラルに対するいろいろな教育ということも今後、より進めていかなければいけないのかなと感じたところでした。

以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

ICT関係のお話を今いただきましたので、その関係で、視察をしてこられた先生が7人いますが、今の秋山委員のお話に関連して意見等をいただきたいと思います。

山川委員お願ひします。

【山川美和子委員】

名取市手をつなぐ育成会の山川です。

私も11月に岩沼高等学園の方に、ICTの事業ということで、視察に行かせていただきました。

私も子供たちの様子を見て、すごくいきいきと、それも巧みに活用しているのを見て、とてもいいことだなというふうには思ったのですが、それに伴う教師のスキルアップも必要だなというところもすごく感じたのと、あとはやはりiPadに依存性が出てくるのがすごくちょっと心配だなと思って、学校内では、ある程度使える時間というのを定めて、活用しているようではあるのですが、やはり自宅に帰った時とか寮に帰った時とか、そういったところで、どうしてもそこから離れられないという傾向

に陥るのがちょっと懸念されるので、そういったところの指導は、やはりもう少し必要なんじゃないかなっていうふうには感じました。

ただ、i P a dだけに頼らずにいろんな媒体を使って、ものを調べるっていうことも、忘れないような支援が必要かなと思いました。

i P a dを使いながらのコミュニケーションっていうのも取れているのですが、それ以外に言葉や対面による話し合いというのが、やはり人間性を育てる上では大事なので、そこも併せて、うまく双方活用できたらなと思いました。

以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

依存性が高まるのではないかという、一般に社会の中で言われていることが、ここで対象としている子供さんたちにも言えるのだろうという、感想を私は持ちました。

それから、それと関連するのでしょうか、秋山委員が指摘なさった、セキュリティとか、あとはモラルも含まれてとなりますと、今、一般に言われるところのICTを使ったスマホ依存とかそういうことについての課題というのは、やはり特別支援学校、特別支援学級等でも考えなくてはいけないという御指摘だったと思います。

その他にありますでしょうか。

伊藤委員お願いします。

【伊藤清市委員】

私も岩沼高等学園、ICTの視察をさせていただきました。

今先生方からお話がありましたが、本当に積極的に生徒さんの、デジタルネイティブ世代、まさしくそのものじゃないかなと思っております。

一方で、今お話ありましたが、ネットリテラシーの問題とか、障害の有無にかかわらず、やはりいろんな情報が入ってきてそれをどう取舍選択するかとか、刺激的な情報ってネットに入って来やすいので、それをやはり好んで受入れた後に、何かそれに関してちょっとマイナスな効果が現れることとかは怖いかなとも思いました。

あと私自身もそうなのですが、キーボードとか、フリックとか、そういった入力していると、手で書くことや、漢字を書くことがわからなくなってきました。i P a dとか使っているとアップルペンシルとかそういった、デバイスで手書きがいろいろできますが、今回拝見できなかったのですが、書くことに対する課題について、当日先生からお話があり、やはり書くということとかは必要なかなとすごく感じました。

これは昨日一昨日もニュースで、高校の情報化で、それで、そのネットモラルのこととか、成人年齢が下がるので、やはりそれに騙されないようにとありましたが、やはりこの学校現場の中では、いろんなサポートがあるでしょうけど、いざ離れた時とかあと1人単独な時とか、買い物に行って、スマホ同士でも送金ができるような時代ですから、その辺の生活の場面で、騙されないようなこととか、搾取されないような取組が必要かなと感じました。

以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

書くという、最も基本的な活動が、どこかで私たち大人も、阻害されているのではないかと、ましてや、学習を通じていろんなことを覚えていく子供たちにとって、書くという基本的な動作が、十分じゃないということは、後々にいろんな問題が起きてくるのだろうなということは、ある程度想定される場所です。

今ICT関係、岩沼の見学等について中心にお話を伺ってきましたけども、別な視点で、狭隘化の問題がやはりずっと続いています。

この利府等を中心に見学等をされてきた先生方に、狭隘化の視点に関わって、お話をいただけないかなと思います。

伊藤委員よろしく申し上げます。

【伊藤倫就委員】

なのはな会の伊藤です。

私は7月に視察させていただきました。

特別教室の転用や指導グループの編成、プレハブ校舎の設置等で、教室不足を補っておりましたが、備品等の置き場とか、人数に見合った校庭とか体育館っていうのは、もちろんプールもないのですが、そういう面では全く不十分な状態であって、私も退職して10年になるのですが、その頃と何も変わってないっていうのでちょっとやはりがっかりしてしまいました。

このような狭隘化の状態というのは教育活動だけではなくて、安全面とか、あと今コロナも流行しているのですが、そういう衛生面でも、また、医療的ケアやクールダウンの場所など考えていくとき、不十分だなんていうことを痛切に感じました。

変わった点といえば、富谷校に加えて、塩釜校ができて、二つの分校設置によって、本校の児童生徒数は、いくぶん減らすことができたのですが、本校自体の施設設備等も十分ではないということで、ぜひ整備して欲しいと感じました。

また、その他のところに書きましたが、登下校時の通学バスや、放課後ケアもすごく増えていまして、本当に職員の方々が協力して、当時なかったような大変さをすごく感じました。

築34年になるのですが、先ほど老朽化とその狭隘化の問題ということもあったのですが、度重なる震災等で校舎の傷みなんかも目立っておりまして、あと場所的に土地が山の上にあって、土地がないものから、今の状態で何とかするというのはかなりきついと思うのですが、利府町はじめですね関係市町村と連携を大事にしながら、新しいものを求め、考えていくことも大事なのかなと思いました。

もう一つは分校なんかの問題ですね、白石校のように、分校に小学部、中学部併設している場合もありますが、ハード面を考えた場合に、今度高等部の件は、松陵校で出てきましたが、場所によっては、学部を固定しないで小中高併設ということも考えていくことも大事なかなっていうことを思いました。

以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

ずっとこの問題を中心に、実はこの審議会を最初立ち上げたところでしたが、推計は推計だったのだなというふうに、改めて、私も責任を感じています。なかなか推計については、難しいなと感じています。

狭隘化の問題はこれまでも議論してきましたので、もし今の伊藤先生の関連で御発言がありましたら、いただきたいと思います。

【森元賀奈子委員】

小松島支援学校父母教師会会長を務めております森元賀奈子です。

私も利府支援学校を見学させていただき、狭隘化について見学してきました。

まず、私の第一印象は校庭の狭さです。校庭にプレハブ校舎が建っていることで、校庭がとても狭く、校庭の形も三角形で、運動することが難しいのではないかと推察できました。運動会などの学校行事もグラウンディなどを借りていると聞き、別の場所で行う学校行事は、子どもたちや先生も大変な面もあるのではないかと思います。また、トイレも旧式でしたが、改善されると聞いておりましたので、今は改善されているのではないのでしょうか。

体育館も人数に合わせた体育館ではないので、交代で利用するにも時間が決められていて、運動もきちんとできていない状況と伺いました。運動不足や子どもたちの経験不足を補うために、先生方が工作物をたくさん作って工夫して授業をしているのが感じられてとても感動いたしました。

しかし、そのたくさん作ったものをしまう場所がないので、廊下などにおいてあるのはとても残念です。保護者からも、片づけてくださいというご意見をもらうけれども、収納する場所がないのです、と聞きました。

プレハブ校舎はトイレが無いため、先生は付き添い遠くまでトイレ指導に行かなくてはならず、その間他の子供たちは待つ状況になっているとのことでした。

また、雨漏りなどもあり、校舎に早急な改善が必要だと感じたのですが、県内にはまだまだ古い校舎があり、利府支援学校の優先順位はまだ先になるのではないかと伺いました。

私事ですが、私の息子が、昨日小松島支援学校の高等部を受検しました。多くの方が受検しているのを見ましたし、在校生もほとんどが持ち上がってくる状況でした。なぜ小松島を受検するのかと聞いたところ、創設より9年目なので施設が新しい、校舎が新しいだけでも気分が違うとの感想が多く聞かれました。仙台駅の近郊がどんどん開発されており、人口が増えている上に、小松島を選んで来てくださるのはとても嬉しいことですが、利府支援学校さんのように学習環境が厳しいものになったり、体育館校庭等の使い方も変わってくるのではないかと心配しております。

また、先ほどの岩沼高等学園のICT教育に関してですが、将来に繋がるお子さんもたくさんいらっしゃると思います。しかし、山川委員さんのおっしゃる通り、依存性がある子にはそれとまた離してあげる環境も必要なのではないかと思っております。

インクルーシブにおいても世界的に特別支援学校がなくなった方が良いというニュースを聞きましたが、保護者の意見では、インクルーシブを怖がっている保護者も見られます。障害があることに寛容な社会を目指し、もちろんインクルーシブはとても大事なことなのですが、特別支援学校に行くことで安心できる保護者や子どもがいるのではないかと思っております。以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

狭隘化を見ていただいた感想をいただきました。

ここで杉浦校長先生から少し、大変な状況を訴えていただければと思います。

【杉浦誠一郎委員】

視察等していただきまして、まとめていただきありがとうございます。

今回狭隘化というところに焦点を当てて、学校としてはマイナス面を浮き彫りにした形で説明をさせていただきます。その中においても、委員の皆様には、教育活動の良い点も評価してこのまとめの中に入れていただいているということについては、大変ありがたく思っています。

現状、狭隘化の部分については、本当によくこの資料3にまとめられているところなのですが、校舎改築等については、委員の皆様の御意見にもあるように、まだ昭和の校舎がある中で、平成元年に建てられた校舎を優先するというのも実際は考えにくいというところもありますし、今の児童生徒数で、今の教育活動を担保しながら、敷地内に建て直すというの、やはりそれは難しいと思っています。

現実的にどうやっていくかというところでは、今塩竈市、或いは富谷市にも御協力をいただいているように、分校等を設置するなど、小・中学校の空き教室を活用させていただいたりすることと、令和7年度の小松島支援学校松陵校に高等部を設置するタイミングで、小松島支援学校の一部と利府支援学校の一部を含めた大きなくくりで学区の見直しをしていただくというところが、現実的な対応のベースになるかと思われま。

その学区の見直しのタイミングというところに、まずは期待をしているので、ぜひこの部分を検討して進めていただければと感じているところです。

今回委員の皆様には、大変さ思いを汲んでいただき、頑張るといメッセージをいただいたことで、今の環境中でもできる限りのことをやっていかななくてはならないと感じたところです。

以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。

先ほど森元委員の方からインクルーシブのお話が出てきました。

国連の人権委員会からの指摘ということで、私たちが考えている特別支援教育とインクルーシブ教育システムとの関係というのは、もちろん国全体の問題でもありますけども、本県としてはどういうふうに考える方向を、国全体の方向はまだはっきりしてないようですが、本県としては、今やっている推進の形とどのようにリンクさせていくのだろうかあとということについて、委員の皆さんから、こういう方向はどうだろうか等の御意見をいただければ、いただいて前半を終わりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

伊藤さんよろしく申し上げます。

【伊藤清市委員】

今、会長からインクルーシブ教育のお話がありましたので、お話をさせていただきたいと思います。皆様御存知のように去年、初めて権利条約の対面審査が出されて、インクルーシブ教育について、勧告が出されたと思います。

ただ、一方で、先ほど森元委員からもありましたように、やはり親御さんからすると、特別支援教育の安心感とかがあると思います。

ただもっと根本的なことで今回のやはり計画自体が、親御さんが特別支援教育を選択してしまう理由といたしますか、やはりどういう背景で選択するのか、例えば通級ということに対しての選択の安心感とか、何かそういったことが、県として、提供できるのか、できてないのかも含めて、どういう形で、その

親御さんの思いを受けとめてらっしゃるのかなということがありまして、計画は計画で大事だと思うのですが、やはりその一番の背景的な、やはり選択できる環境とその思いを受けとめる環境を構築していただきたいなというのが、ありまして御意見させていただきました。

以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

野口先生どうですか。

【野口和人委員】

インクルーシブ教育というお話がございましたが、権利条約において示されているインクルーシブ教育、インクルージョンというのは、いわゆるフルインクルージョンというもので、すべての子供たちが同じ場で学ぶ、それを求めていくのだというのが、その条約の方向性なのですが、日本の場合はどういうふうに行っているか文科省はどういうふうに行っているかという、共に学ぶことを追求しつつ、その時点その時点で最もふさわしい学びの場を保障していくということで、連続性のある多様な学びの場を用意していくというのが、日本のインクルーシブ教育システムであるということを言っているわけです。

その関係で、通常の学級或いは通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という、そういう学びの場というのが用意されていて、尚且つ、それぞれの場に入ったからといってそこでずっと固定するのではなく、その時の状況に応じて学ぶ場を柔軟に移動していけるというそういう仕組みを作っていくというのが、日本の方向性だというふうに私は理解しています。

この学校設置基準、実は特別支援学校の設置基準がちゃんと定められていなかったというのは驚きなのですが、そういうものが出され、実際にはそれを満たしていないという状況もあり、また子供たちの数が増えている状況の中で、学級数や部屋が足りなくなっているという状況がある。

本当はその推計自体もどうやって出すのかもものすごく難しいと思います。なぜ増えているのかというのが実ははっきりわからないところもあって、ですから今後、一応今回出されたものは、少し遅れてピークが来るということになっていきますけれども、そのあと本当に下がるのかも、実ははっきりわからないところがあるのだというふうに私は思っています。

そのインクルーシブということをちょっと念頭に置いて、これから整備を進めていくときにどういった観点があるかなと、もちろん学びの場として必要なデータを広さとか数とかっていうのを用意していくというのはもちろんなのですが、今後のことを考えていったときに、こういった機会をとらえて、少し、いわゆる学ぶ方の共修ですとか、ともに創る共創といったものを念頭に置いて、学校の整備をしていくという、そういった方向性もあるのではないかなと思っています。

ちなみに、大学の方もいろいろ設備が古くなっており、食堂などが入っている厚生施設なども雨漏りなものすごい状況なのですが、それを改修するために、文科省に対して概算要求するのですが、その時に雨漏りしているから直してくれという、整備したいだけだと駄目なので、地域とのいわゆる共創、地域の人たちと一緒に何かを創っていくっていうこと、或いはいろんな人たちがそこで学ぶのだという、そういう形で整備をしていくということが求められている。

特別支援学校も本当に地域の人たちが本当に使える場として、そこで何かを一緒に創っていく場として或いはいろんな子供たちがそこで、学べる場として整備していくという方向性も考えてもいいのではないかなということを思ったという次第です。

【村上会長】

ありがとうございました。

今私たちのところではどうやって整備していくかということを議論してきましたけど、その時のもう一つの視点ということについて意見をいただいたところです。

最初の部分はどうやってこれから整備を進めていくかという視点を中心にして意見をいただくというところで進めてきました。

ここで一旦、会議をちょっと止めてですね、換気をしていただければなと思います。

それでは10分くらいですかね。閉じたいと思います。

【進行】

ありがとうございました。

では、ここで10分間換気の時間を取りたいと思います。

会議の再開は11時20分からということでお願いできればと思います。

よろしくお願いいたします。

～ 休憩 ～

【村上会長】

それでは、会議を再開したいと思います。

後半は、個別の取組を中心に意見をいただきたいと思います。

終了している取組もありますけども、新しく入ったものもありますので、これらを参照していただきながら、個別の課題について先生方から意見をいただきたいと思います。

それではどういう点でも結構ですので、先ほどの引き続きの問題、個別の問題に絡めて意見をいただいても、よろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

片岡先生お願いします。

【片岡明恵委員】

支援学校の狭隘化はとても深刻だということはよく分かっており、利府支援学校さんをはじめ、どの支援学校も本当に工夫をしながら、子供たちを育ててくださっていると感じています。ただ、環境がやはり狭いことによって、伸び伸びと学べないっていうのは、それもまた違うなあと思うところです。

支援学校のお子さんであっても、小学校の方で受け入れる余裕があるのであれば、受け入れてお子さんを伸び伸びと学べるように育てていきたいなと日々思うところです。小学校の現状から言えば、小学校の方にも支援学級に入るお子さんがすごく増えていて、知的の学級も自閉・情緒の学級も、上限の8人に近い学級を教員1人で持っており、そこには、排泄指導、食事の指導、身辺処理のところを中心となるお子さんも入っている状況で、小学校も頭を抱えるような課題がたくさんあるという現状です。

しかし、やはり子供は地域の中で育てたいとの思いもあるので、できる範囲で受け入れをしていきたいなと思います。

その狭隘化を何とか解消していくための一つとして、2年後3年後のところの予測が立てられるように、普段からその地域の中での情報共有というのが、小学校、支援学校、それから保育所、幼稚園としっ

かり情報共有できていて、何年後にこれぐらいの、こういうお子さんたちが入るかもしれないという予測を持ちながら、受け入れを考えていく、先生方の指導力向上をちょっと考えると、あとは支援学校さんには、早めに保育園、幼稚園の方に、サポートに入っていて、小学校で受け入れ可能な状態になるような助言をたくさんしていただくとか、ハードだけではなくてソフトの部分での工夫で、何とか計画的にお子さんたちを充実した学びにつなげていけることができたらいいなと思います。

地域ごとに特別支援の体制整備のための話し合いがされていると思いますので、そういった中で数年後の見通しっていうところも、大事に検討いただくような体制が進むと良いのかなと思っていました。

それから、取組11番で、学びの連続性を重視というところで、支援学校とそれから幼稚園・小・中・高等学校との繋がり強化というところがあります。

それはインクルーシブとも繋がってくるところかなというふうに思うのですが、やはり学びの連続性の視点はすごく大事ななと思っています。

先ほど小学校でもできるだけお子さんを受け入れていきたいとお話はしたのですが、その特別支援の指導力という部分で十分ではない、追いつかないというところがあります。ですので、支援学校の先生方のセンター的機能を使っていただいて、教育課程をこんなふうにしていくと良いという教えをいただきながら、相互に学び合う、先ほど野口先生がおっしゃっていたように、共に学び、我々指導者の方も学んで、高めていくということができて、教育課程の連続性がしっかり保障できるといいなと思いました。

そして、共に学ぶ教育ですが、支援学校のお子さんが小学校に行きたいなとなったら小学校はいつでもどうぞと思いますので、何回でも来てもらえるような関係性が整ったら嬉しいなと思います。

それから、取組の13番ですが、センター的機能のところ、(3)に視覚支援学校、聴覚支援学校のセンター的機能とあるのですが、今弱視のお子さん、難聴のお子さん大変増えており、支援学校の先生に来ていただく中で何とかやれているような状態なのですが、この視覚支援学校は、仙台にしかないの、本当に頻繁に来ていただいてありがたいなと思うのですが、指導している側の教員が気軽に、近い距離で相談できる体制も整うとありがたいなと思うところでした。

以上です。

【村上会長】

ありがとうございます。

視覚支援学校等について、そういう障害を持つ子供さんに対する小学校等での対応ということは、これからインクルーシブも含めてやっていかななくてはいけないということの意見としていただいたところです。

もう一つ地域にどういう子供さんがいて、これから先入ってくるのかというところの推計ですよ。先ほど、私たちがこれを立ち上げたときには、ある種人口動態的な側面でそれを考えたのですが、それ以外の推計の仕方という視点をインクルーシブ的に持たなくてはいけなかったのだろうということ先ほどの野口先生のお話と、今の片岡先生のお話から感じたところです。

つまり、人口動態だけではなく、その地域で幼稚園、保育所のところで把握できていれば、通常のいわゆる小・中学校に入学していくというルートもあるのだということをお伝えすると同時に、行政の方ではそれを把握すると、ある種の受け皿である支援学校等と、それから小学校等というところに、あまりにもどちらかに負担がかかるってような形ではない選択をしていただける可能性もそこにはあるのだろうなということ、今、改めて感じたところです。

吉木先生よろしくお願ひします。

【吉木修委員】

塩竈市教育委員会の吉木でございます。

ただ今のお話に続けてですね、特別支援にかかわらず、就学前の子供たちとの連携というのは、やはり幼保小連携とかの部分とても大切な部分なのかなと、そこに特別支援の方も入ってくるのかなと思います。

前回の審議会でもお話ししたように、本市において意外と教育委員会と子育ての方が連携できており、今後、国の方でもこども家庭庁ができましたので、連携っていうのは教育委員会だけではなくて、市長部局と繋がってくるのを期待しているところです。

そこに特別支援学校のセンター的機能の強化として、取組13が入っています。地域コーディネーターの方々本当に一生懸命動いてもらい、利府支援さんと連携は取れておりますが、さらに就学前の情報に関して連携ができていけば、もっとスムーズに流れていくのではないかと思います。支援だけではなく市教委との連携、しかも教育委員会だけではなく、就学前の子供たちとも連携強化というところをこの取組の中にもう少し膨らませていただければいいのかなと考えております。

あと施設面で先ほど狭隘化やインクルーシブの話が出ていますけれども、やはりこの辺っていうのは、県教育委員会だけの問題ではないと思うので、どうしても財政が関わってくるところだと思います。

どうしても縦割り行政の悪いところなのかなって思うのですけれども、本当にインクルーシブを考えていくのであれば首長部局も、例えばこの会議に首長部局も入っていたら、施設面でこのくらい大変というようなどの考え方も変えていかないと、本当の意味でのインクルーシブに繋がっていかないのかなと思います。

財政側の方は、特別支援員さんってどういう働きをしているからの説明をしないと分からないのです。やはり首長部局で全然教育にかかわらない方々は、理解不足というのはあります。塩竈市だけなのかもしれないですけども、やはり縦割りを外して、例えばこういう会議の中でも、知事部局の誰かが入ってくるようになると、もっと良い形になるのではないかなという思いはあります。

以上でございます。

【村上会長】

ありがとうございます。

事務局の方で何かコメントいただければと思います。

【事務局】

先日、私ども特別支援教育課と、保健福祉部障害福祉課と話し合いを持ち、今後の本審議会に事務局の形で入っていただいております。お話を聞いていただくようお願いをしているところでございますので、そういった情報連携は今後とも図ってまいりたいと思います。

【村上会長】

ありがとうございます。

庭野先生よろしく申し上げます。

【庭野賀津子委員】

この取組13の学校のセンター的機能は私も大変重要だと思っております、このセンター的機能の

充実がインクルーシブ教育推進にも繋がっていくと思います。

この取組13の(3)のその他で、視覚支援学校、聴覚支援学校の就学前の教育相談の実施と記載がございます。

私も以前から聴覚支援学校の方にかかわらせていただいております。この就学前の相談というのは非常に支援ニーズがあり、また、就学先の選択についての相談もありますので、とても重要だと思っておりますが、親御さんが共働きの方が増えて、なかなか平日は参加できないという声があり、聴覚支援学校では土曜日にも開催しているのですが、土曜日に出勤する職員が十分ではなく、私のゼミの学生たちがボランティアとしてお手伝いをしています。

この就学前の教育相談はとても重要ですので、保護者が参加しやすいように土曜日にも実施するという前提で、職員の土曜出勤についても事前に予定に組み入れておく必要があるかと思います。また、担当する教員は十分な専門知識とカウンセリング技術を持っていることが望まれますので、今後人材確保にも力を入れていただきたいと思います。

あと2点事務局への質問ですけれども、一つは取組14の中で、(2)の三つ目に知的障害の学校の高等部に就労コースの設置を検討とあるのですけれども、もともと知的障害の学校では、作業学習など職業教育に力を入れていると思うのですが、就労コースというのはどういうものなのか教えていただきたいのと、取組17、資料の21ページになりますけれども、特別支援学校間の親子給食の意味を教えてください。

以上です。

【村上会長】

今の点、事務局の方でよろしくをお願いします。

【事務局】

一つ目の知的障害特別支援学校高等部の就労コースの設置を検討というところですが、以前と変わりなく、就労に向けた取組を、教育課程を組み合わせながら、各学校で取り組んでいただいているところです。例えば、ある学校では、B課程という単一の教育課程がございまして、その福祉的就労と一般就労を目指したコース2つの教育課程を置いてございまして、福祉的就労の方はB1コース、一般就労を目指している方がB2コースというように授業を分けてお子さんの実態に応じた教育課程を選択できるようなことも含めて取り組んできているところがここに反映されているところです。

そういうところも含めまして各支援学校でそれぞれお子さんの実態に応じて教育課程を組んで工夫していただいているところがございますので、そのところを捉えていただければと思います。

続きまして取組17の親子給食でございますが、主にアレルギー食や特別食について、分校で対応ができない場合、本校の方から提供を行えないかというところを検討するというところがございます。

【庭野賀津子委員】

親子給食の親子というのは、本校と分校の関係という意味でしょうか。

【事務局】鈴木

主に本校と分校となりますが、給食を作っているところと提供を受けるところでの関係となります。

【庭野賀津子委員】

どうもありがとうございました。

先ほどの知的障害の高等部の件ですけれども、既に特別支援学校において、一般就労を目指すコースと、福祉的就労を目指すコース、それから生活介護のコースがあるのですが、ここで就労コースの設置を検討というのは、新たにということではなく、既存のコースを整理していくということでしょうか。

【事務局】 山内班長

基本的に現在各学校で取り組んでいるものについて、引き続き行っていくというところの整理でございます。

【村上会長】

ありがとうございました。

ちょっと文言をうまく少し整理していただかないと、理解が難しいと思いますので、御検討ください。

その他に先生方どうぞよろしくお願いいたします。

千田先生お願いします。

【千田裕子委員】

知的障害の児童生徒数が増えて、その進路選択も多様化してきた中で、高等学校や専修学校への進路を選ぶという例も増えてきているという説明がありました。

そのときに、カリキュラムの問題が出てくると思ったのですが、普通高等学校に進学しようとする、評価の部分であるとか、履修教科科目の点で難しいところがあったと思います。

評価の仕方ということについては、数値の評価ではなく文言の評価がなされ、すんなりと高等学校を受験するというのも難しいようなことがかつてありました。

以前の会議で御質問したこともあったのですが、知的特別支援学校を卒業なさったお子さんの専門学校進学ができなかったということで、親御さんが悩まれ御相談を受けたことがありました。新たに整備方針が打ち出されたということは話が進んできたのだなと思ったのですが、同時にカリキュラムについて検討の余地ありだと思えます。その点についてお伺いしたいと思います。

それからもう一つですが、小松島支援学校の進路指導の場면을視察させていただきました。

進路指導部の先生が非常にきめ細かい計画をなされて、早い段階から進路指導をされている現場を拝見し、すばらしい取組であると実感しました。

当日は企業の方も参加なさっており、最後の話し合いの場面でいろいろな方々からお話が出ました。職業訓練の一つとして行われている実習は従来からの作業学習的な内容がほとんどでしたが、世の中が変わってきているので、やはりICTを活用したような、実習、職業訓練、作業学習の場面も設けてはいかかかというような話が出ていまして、なるほどその通りだなと私も思ったところでした。

ICTの推進という点で、依存性の問題それからセキュリティ問題、モラル等でマイナスの部分が懸念されるということが出ていましたけれども、もちろんそれもそうなのですが、就労ということを考えたときに、今やはりパソコン等を使った業務も、大きな選択肢の一つとして考えていかなければならない時代なのかなと思っております。

例えば、視覚障害についてですが、学科の見直しというところにも関わりがあるのですが、現在視覚支援学校には、職業課程であんまマッサージ指圧師養成の課程しかありません。ところが、あんまマッサー

ジ指圧の仕事はコロナの影響もあり相当厳しい現実になってきています。

あんまマッサージ指圧の課程だけでは、卒業後、或いは重度視覚障害の方々の生活が維持できないという、そんな現実が本当に厳しいものとして差し迫っているのですね。

視覚障害の方があんまマッサージ指圧の仕事以外にどんな仕事に就いているかという、2番目に多いのがパソコンを使った事務系の仕事です。

そうした状況がありますので、学科の見直しという点では、パソコン訓練課程を設けることも考えられるのではないかと考えています。

そうしたことから、就労とICTとの関わりということも、御検討いただきたいと思います。

カリキュラムのことについて少し伺えればなと思います。

【村上会長】

はい。それではお願いします。

【事務局】

知的障害ということによろしいでしょうか。

【千田裕子委員】

知的特別支援学校中学部から高等学校への進学というのは、今のところはないですね。

特別支援学級から高等学校への進学、知的特別支援学級のカリキュラムがどのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

【事務局】

特別支援学級の知的障害学級の生徒については、カリキュラムにつきましては、基本的に教科をまず、学ぶことになりませんが、その教科だけでは難しいお子さんもいらっしゃいますので、教科等を合わせた指導ということで、生活単元学習や、先ほどお話ございました作業学習であるとか、各教科を合わせて指導して、特別な教育課程として編成して構わないというところもございますので、個別の指導計画等をきちんと整理した上で、各中学校が教育課程を編成していくというところが一つです。

あとそれに伴って、そのような場で学んだお子さん方が高等学校の入学選抜を受けるというところにつきましては、高校教育のいわゆる出願資格等もありますので、そこと照らし合わせながら、高校教育課の方で捉えていただいていると認識しているところです。

【村上会長】

今受けられないわけではないですね。

高校の方がどうそれを中学校で行っていた教育課程の中身をきちっと精査して、どう対応しているかの仕分と思うのですがそれでもいいですね。

どうぞ菊池先生よろしくお願いします。

【菊池章博委員】

光明支援学校の菊池でございます。

色々とお話を伺い、なるほどと考えるところがたくさんありました。

取組13の支援学校のセンター的機能の強化というところのお話がありました。

非常に重要な視点だと思っているところで、その目的の中に支援を担う特別支援学校の教員の専門性を計画的な養成とともにという部分がございます。

確かに、支援学校で勤務している先生方、知的障害の学校でも知的障害についての専門性を高めてというところがあるのですが、支援学校では様々な障害のお子さんが在籍している状況があります。

本校においても、いわゆる5障害と言われている障害を抱えているお子さんがおられたりとか、先ほどお話がありました軽い知的障害のお子さんがいたり、或いは医療的ケアが必要で常時見守りが必要なお子さんがいたり、本当に幅広い障害の状況に対応せざるをえない状況にありますので、実は特別支援学校間でも学びが必要と思っており、本校でも視覚支援学校や聴覚支援学校からコーディネーターに来ていただいて学ぶ機会を設けているような状況もございます。

そういったところも含めた、我々教員の専門性を高めていくような、養成の計画というの、随時必要になると考えているところです。

支援学校の先生だから皆専門性が高いというくくりではなく、地域支援コーディネーターももちろんなのですが、先生方の専門性を高めていく取組というの、必要になってくるのではないかと考えるところです。

内容の5つ目、センター的機能の5つ目にありました高等学校における通級による指導の実施に伴う高等学校支援の強化というところですが、今非常に注目度が高いのですが、支援学校の教員としてどのように関わればよいか非常に悩ましいところでもあると考えています。

そういうことも含めて、様々な障害の状況のあるお子さんが通っている学校が、本校であり利府支援学校もそうだと思うのですが、やはり取組14のような取組というのは非常にこれから先大きいかなと思っております。

あと、先ほど狭隘化とかにも関わってくるのですが、児童生徒数は地域ごとに本当に県内でも違うなというのを私も感じています。

仙台圏にある支援学校が狭隘化と児童生徒数の増加というところに頭を悩ませている一方で、やはり地域の学校で児童生徒数が減少し、学校を維持していくのが大変だという学校さんもあると聞いております。そういったところを見据えながら学区の再編であったり、併設併置も進めていったりする必要があるのだろうと考えています。

併せて、先ほど片岡先生や吉木先生からもお話がありましたけれども、インクルーシブ教育システムの推進というところからの市町村との連携した特別支援教育の体制整備も非常に大事だなと思っております。

本校は仙台市さんとの関わりが大事ですが、他の支援学校ですと複数の市町村に関わる学校さん多数ありますので、その辺どのように進めていくか、強化していくかというのはすごく大事な視点だろうなと感じているところでございます。

【村上会長】

ありがとうございました。

今ありました中で、特別支援学校間の先生方の学び合っているのは、やはり必要と思います。これは、大変なものではなくて、それなりにできるものではないかと思ったところです。

あとは高校の話はですね、高校に対して支援学校側からどういうふうにアプローチするかって言うところがまず第1点ですけど、もう一方、高校側がどう受け取ってくれるかという、そこがあるので、

これは県全体で検討いただかなくてはいけないなと思います。

ありがとうございました。

他にどうですかね。

野口先生どうぞ。

【野口和人委員】

2点ほどあるのですが、一つはICTに関わるところで、実は12ページのところに高等部等においては、BYODによるということが書いてあって、実は子供たち、子供によってはですね、このICT機器っていうのは、多分学習ツールとか、或いは仕事をするためのそういうツールだけではなくてまさに生活していくためのツール、サバイバルツールになっている子供たちもいるわけですね。

そういった子供たちにとって、ICT機器はとても大事なのですが、これをここでBYODという形で書いてしまうとBring Your Own Deviceですから自分、自前で用意するということになるわけですが、そのように言い切っているのかなということがあります。

大学もBYODですが、PCも貸し出しに対応できるような形で用意をしていますし、ルーターも用意しています。そういったことも含めて、BYODという環境でやっていくという形をとっています。ユネスコの報告書でもあるのですが、この格差というのが、実は障害のある人たち、生徒たちに影響を与えているということがあるので注意をしていただきたいなというのがあります。

あともう1点はですね、次に11ページにあります、病気療養中の児童生徒、これもICTに関わるのですけれども。

平成30年度に長期入院時の調査というのを文科省が行っておりまして、その調査結果で、学習の保障といえますか、そのあたりが実は十分できていないという結果が出ています。

現在文科省でもそれがタスクフォースの検討課題となっているのですが、宮城県でも実際、入院している、例えば高校生或いは中学生に実は学習が保障されていないという状況があり、私も少しその支援に関わらせていただいたことがあるのですが、そういった状況が実際に起こっていますので、その点を県として、しっかり対応していただきたいということと、可能であれば、実態をしっかり把握していただいて、その上で何が必要なかっていうのを明らかにしていただければと思うところでございます。

【村上会長】

ありがとうございます。

BYODの方は、ここは書き方が難しいですね。

これまではそのようにやってきたわけですからね。

【事務局】

ただいまの高等部でのBYODの整理について説明申し上げます。文言が少し不足しておりまして、実は高等部でICT機器を購入いたしますと特別支援教育就学奨励費の方で5万円を少し超える程度ではありますが支給の対象となっております、在学中に購入をすることで学校卒業もそのまま使えるというような制度になっております。

これが高等部だけに認められている制度でして、中学部まではGIGAスクール構想で整備したところでございますが、高等部は卒業後も使えるということで、BYODで整備を進めております。

この説明に特別支援教育就学奨励費が活用できるというような表記がなく、少し説明が不足だった

と考えますので、その点につきましては今後、表記を改めて誤解のないようにいたしたいと考えております。

また、病弱の方々へのICT機器の活用につきまして、こちらの方は、進めていく方向で考えておりますので、今後とも御指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【村上会長】

野口先生がおっしゃったところは高校教育課に関わるのがすごく大きい点があるので、そここのやりとりが必要ではないかと思っています。

ではウェブ上にいらっしゃる先生から御発言をいただきたいと思います。

佐々木先生よろしくお願いいたします。

【佐々木貴子委員】

東和中学校の佐々木です。いつも大変お世話になっております。

新しく追加された取組15、こちらに大変期待しているところでございます。

インクルーシブ教育のために必要なこととして考えているのですが、支援を必要とする子供たちが生きやすい社会になるためには、通常学級の子供たちが障害を特性と捉え自然とその手助けができるそういった意識、そういったものを醸成していくことが非常に大事だと思っておりますので、そこを大事にしていきたいなと思っていますところです。

その上でもまず、必要なことが教員の資質向上といいますか研修です。例えば合理的配慮の正当性といえますか、必要性をしっかりと捉えていかななくてはいけないというようなところの職員の意識を育てていくということまでちょっと足りないと思っていますので、そういったところの資質向上には学校として力を入れていきたいと思っていますところが第一です。

そのためには取組13の特別支援学校のセンター的機能の強化というところで、コーディネーターの先生の力をお借りしながら、地区でも幼保小との連携をしながら、教員の研修等をしていければと思っていますところでございます。

モデル事業に指定でなくても、地区で常日頃から連携を図った取組ができるように、共に学ぶ教育を推進していくことに力を入れていきたいと思っていますところです。

【村上会長】

ありがとうございます。

今先生いかがでしょうか。

【今公弥委員】

こん小児科クリニックの今です。

皆さんの取組、素晴らしいものがあるなということをお聞かせいただきました。

今、佐々木先生も先ほど片岡先生もおっしゃっていましたが、このインクルーシブ教育システムの推進という取組15、それから取組13に合わせて関係することで、小・中学校の通常学級や特別支援学級での指導、これが充実するということが重要だと思います。それによって小・中学での特別支援学校の在籍数を減らすことができる可能性が出てきます。ある意味、狭隘化対策の一つになるのではないかなと考えます。現状では、通常学級で知的な遅れもなく、しかし、指導が困難なお子さんたちが非常に増えていま

すし、小・中学校での御指導が大変だなと思うのが多いのが実状で、そう簡単ではないのですけれども、支援学校のセンター的機能が強化され、指導方法が充実することによって、小・中学校で生活できるお子さんたちがもっと増える、そこを選択できるような方向も考えられると良いのではないかなというふうに思いました。

2点目としてICTのことですけれども、常々お話させていただいているのですが、診察室から見ますと、うまくいった例でない、なかなかここから離れられないお子さんたちがどんどん増えて、どうしたらいいのかという非常に悩ましい現状があります。

もちろん、これを利用しうまく生活できそれを就労につなげるというプラスの側面はございますけれども、診察室ではなかなかうまくいかないねということも多ございます。そういった点ではICT関係の取組16の環境の整備の推進のところに、必ずメディアリテラシーとか情報モラルを指導できる、そういった指導計画を充実する、これを盛り込んでいただくことが大事だと思います。小さい頃からネットに慣れている若い人たちは、そういったところに敏感な感覚を持っている方も多いので、そういった方が指導計画を立てる必要もあるのではないかなというふうに思います。ICTが促進される一方で一人一人のニーズに合わせた教育っていうことが言われ、ICTが利用できる現状でありながら、うまく使えていないという現実がまだまだ存在します。道具はあるけれども実際に指導するというところの難しさがありますので、指導計画を十分立てる必要があると思います。

一つの例ですけど、書字障害のお子さんに、タブレットを使って、変換ができるから便利になったのだけれども、宿題をタブレットでやらせる時に、筆順、書き順やとめ払いが正確でないから認めてもらえなかったということがありました。そういった現状もございますので、やはり指導計画を充実させて、より便利に使えるようになっていただければよいと思います。

【村上会長】

ありがとうございます。

今いただきましたけど、かなりいろいろな部分が繋がっていると改めて認識したところです。

それではですね、もう時間が過ぎましたのでこら辺で止めたいと思うのですが、それぞれいただいた意見を事務局としては受け取っていただいて最終案について3月をめどにまとめていただきたいと思います。

いずれインクルーシブ教育に向けての特別支援教育なので、最後の方に今先生にまとめていただいたような感じですけども、いろんな部分が繋がっているので、それらを個別に書きつつも有機的に関連づけていただければありがたいなと考えた次第です。

それでは長い時間、先生方に意見をいただきまして本当にありがとうございました。

それでは事務局にお返しいたします。

【事務局】

村上会長をはじめ、委員の皆様にあありがとうございました。

それでは、4その他といたしまして、事務局より事務連絡がございます。

まず、1点目でございますが、ただいまから資料をお配りいたします。

ウェブの先生方には申し訳ございませんが後日、こちらの方はお送りさせていただきます。

お配りしている資料は、山川委員からお預かりした資料でございます。

皆様のお手元に回りましたら、山川委員から御説明をいただければと思いますので、よろしくお願

たします。

【山川美和子委員】

私たち、手をつなぐ育成会は全国組織なのですけれども、その中でキャラバン隊というものを作って、今、知的障害とか発達障害の方たちに対して、いろいろな偏見がある中で、実はこういうことでこういう状態なのだよとか、そういったことを理解いただければ、もう少し世の中が優しくなるし、その方たちも住みやすくなるのではないかということで、疑似体験を通して、その子たちの特性というか、個性を理解していただこうという取組を行っております。

数年前からやっていたのですけれども、なかなかキャラバン隊の発足ができなくて、東北では唯一山形だけで、活動していたのです。

何回か研修させていただいて、私が一応隊長をやらせていただきながら、キャラバン隊を発足しましたので、何か学校の例えば小学4年生あたりがいいのかなと思っているのですが、道徳の時間や学年行事みたいなところで、例えば学校だったら小学生、中学生っていうところで、小さいうちから、そういう子たち、お隣にいるのだよ、ともに仲良くしていけるよねっていうことを説いていけたらなと思いながら活動しております。

もちろん自治体にもお声掛けして、一番多いのは民生委員の方たちでして、その方たちが、体験していただいていますけれども、そういったものを名取で始めましたけれども、御要望があれば、他のところにも伺わせていただいて、そのようなことを行いたいと思っておりますので、何かありましたら御連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今日ありがとうございました。

【事務局】

次に、事務局側から連絡ですが、次回の審議会につきましては、年度末の大変お忙しい中、申し訳ございませんが、3月下旬を予定しております。

次回につきましては、本日御審議をいただきました、整備計画の改定についてと、委員の皆様にも実地調査をいただきました内容を、議事とする予定としております。

委員の皆様には改めて御都合をお伺いしたいと考えておりますので、御承知願います。

では閉会にあたり、特別支援教育課長の市岡が御挨拶を申し上げます。

【市岡特別支援教育課長】

本日は御多用にもかかわらず、御出席をいただきまして、また、長時間にわたり御審議を賜りまして誠にありがとうございます。

委員の皆様の多様な視点から、今回も貴重な御意見を頂戴いたしました。

それぞれの県立学校においては、様々な環境の変化が生じておりますことから、このように第2期県立特別支援学校教育環境整備計画に基づいて、よりよい教育環境の整備を目指して参りたいと考えております。

本日賜りました教育環境整備計画の改定につきましては、いただきました御意見を踏まえて改定案をさらにブラッシュアップして、次回の審議会において、改めて最終案を御提示したいと考えております。

結びになりますけれども、村上会長、伊藤副会長はじめ、委員の皆様には大変お忙しい中、貴重な御意見をいただきましたことに改めて感謝申し上げますとともに、今後も本県の特別試験支援教育の充実の

ために、御指導、御助言賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。
本日は誠にありがとうございました。

【事務局】

以上をもちまして、令和4年度第2回宮城県特別支援教育将来構想審議会の終了いたします。
委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。